ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

進んでいますか？
あなたの職場のハラスメント対策



2026年10月から、カスタマーハラスメント、
求職者等セクシュアルハラスメント対策も
全事業主に義務付けられています。 詳しくはこちらから

ハラスメントのない職場をつくりましょう

●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。
相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう。

NO ハラスメント
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナー及び都道府県労働局雇用環境・均等部(室)をご利用ください。 NOハラスメント